



令和7年度 京都市立下京雅小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 「学校いじめの防止等基本方針」の策定

(1) 目的

文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」には、学校いじめの防止等基本方針を策定することの意義を次の通り示している。

- ①学校いじめの防止等基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込みます、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ②いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒とその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ③いじめを行った児童生徒への成長支援の観点を位置付けることにより、いじめを行った児童生徒への支援につながる。

(2) 基本理念

いじめの防止等の取組の推進に当たっては、子どもの育成に携わる全ての者が「京都市いじめの防止等に関する条例」に十分留意し、次に掲げる3点を基本理念として、相互に連携した取組が継続的に行われることが重要である。

- ①全ての子どもが「正義感や公正さを重んずる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「他人を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値を大切にする心」等に加え社会の一員としての確かな規範意識を身に付けるとともに、他者へのいじめを行わないことはもとより、子ども自身がいじめ防止等の取組の当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取組を行うことができるよう育まれること。
- ②いじめ問題の解決に当たっては、いじめを受けた子どもの心に寄り添った対応を、いじめを行った子どもに対しては、単に表面的な言動のみをとらえるのではなく、そのいじめを行うことになった背景を踏まえた対応を、迅速かつ的確に行い、再びいじめを行うことのないように対処すること。
- ③いじめを受けた子どもの保護者はもとより、いじめを行った子どもの言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をはじめ、必要な支援が行われること。

2 学校におけるいじめ対策委員会

いじめ対策委員会の設置

委員会名 **下京雅小学校いじめ対策委員会**

ア 構成員（職名又は校務分掌）

校長	教頭	教務主任	生徒指導主任	養護教諭	教育相談主任
学年主任	生徒指導部	スクールカウンセラー	その他必要と認める教職員		

イ 役割・取組内容

- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談窓口の集約
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口
- ・「学校いじめの防止等基本方針」「いじめの防止等に関する年間計画」の作成
- ・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・教職員の共通理解と意識啓発（いじめ見逃し「〇」の意識を高める）
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・重大事案への対応
- ・年間の取組についての見直しを行う時期の決定
- ・「取組評価アンケート」、「いじめ防止対策委員会」、「いじめの対応に特化した研修」の時期の決定
- ・未然防止の取組の年間計画の決定
- ・個別面談や教育相談の時期や回数の決定
- ・関係機関、専門機関との連携、対応

ウ 児童・保護者への周知について

- | |
|-------------------------------|
| ・児童には朝会や集会等で紹介する |
| ・保護者や地域には懇談会、学校HP、学校だより等で紹介する |
| ・時期については年間計画に記載。 |

3 学校いじめ防止プログラム

（ア）学校におけるいじめの未然防止のための取組

① 授業改善の充実

- | |
|--|
| ・全ての児童が夢中になって学び、わかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる児童が主体者となる授業の実施 |
| ・生徒指導の機能が活かされた授業づくり |
| ・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学び、互いの個性を認め合う集団づくりの取組の推進 |
| ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導の徹底 |
| ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においた学習内容や学習形態の工夫 |
| ・教科担任制や専科教員授業を行い、複数教員での児童の対応 |
| ・自主学習を促す働きかけやプリント等の工夫・整備 |

② 道徳教育の充実

- ・やわらかいいけれど芯のしっかりした「しなやかな道徳教育」の実践
- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする、自主的・実践的な態度を育てるこ
とをねらいとした活動の意図的、計画的な実施
- ・参観日を活用した全学年一斉に授業を公開する日の設定
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」
などを具体的に取り上げた人権学習、道徳教育の実施
- ・地域ボランティア、ゲストティーチャーを活用した人権学習、道徳の授業や
講演の実施、PTA家庭教育学級との連携
- ・スクールソーシャルワーカーによる非行防止教室や薬物乱用防止教室等の実施
- ・外部機関と連携した情報モラル教室等の実施

③ 体験活動の充実

- ・宿泊学習の取組を通しての仲間づくりの推進
- ・学校行事などを通しての人間関係づくりの推進
- ・総合的な学習、生活科等を通しての自他の命を尊重する活動の推進

④ 児童生徒が自主的に行う活動の充実

- ・人権月間に児童会を中心とした人権に関わる集会等の実施
- ・異学年集団の交流や幼保小中の校種間交流等を進める中で、望ましい人間
関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成
- ・縦割り活動によるピアサポート体制づくり
- ・中学校ブロック、地域、PTAとともに取り組むあいさつ運動の実施
- ・地域生徒指導連絡協議会の取組と関連させた、いじめ防止に向けた標語・ス
ローガン・ポスター等の作成と掲示

⑤ 児童生徒へのはたらきかけ

- ・人権集会の中でいじめについて考える
- ・非行防止教室の実施と事後指導での全学年への発信
- ・学級通信等の有効活用

⑥ 保護者・地域への啓発および関係機関との連携

- ・道徳の学習や人権集会（ヒューマンフェスティバル）、「にこにこタイム」
の取組発信による保護者への啓発活動
- ・非行防止教室の内容について保護者・地域への発信
- ・学校だより、HP等を通して「学校いじめの防止基本方針」の発信
- ・社会で許されないことは、学校でも許されないとする意識の広報
- ・関係機関（スクールソーシャルワーカー等）との定期的な情報共有

⑦ その他

- ・評価アンケートの結果の分析を学校運営協議会で共有
- ・いじめは、重大な人権侵害であるという教職員の意識の向上

(イ) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

1. 児童生徒に対する定期的な調査

① アンケートなど

- ・いじめに関する記名式アンケートを利用してのいじめの兆候の早期実態把握
- ・クラスマネジメントシートを活用してのいじめの実態把握と学級経営の見直し（いじめ見逃し「〇」の意識を高める）
- ・子どもを見取り、子どもと向き合える場や機会の設定
- ・保護者や地域からの声の掘り起こし

② 教育相談など

- ・アンケートに基づく積極的な相談活動の実施
- ・児童に対するアンケート実施によるいじめやそれにつながる行動の発見の強化

③ 相談体制の整備

- ・定期的な家庭訪問の実施による相談機会の確保
- ・会議や研修の後の情報交換、定期的な「生徒指導・いじめ対策委員会」による情報共有と組織的な動きの構築

④ その他

- ・登校時、休み時間、掃除中などの校内巡視による児童の見守り活動の実施
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築
- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」で共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、学年代表等を通して全教職員で共有する。
- ・重大事態、もしくは重大な事態へつながると危惧されることについては、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

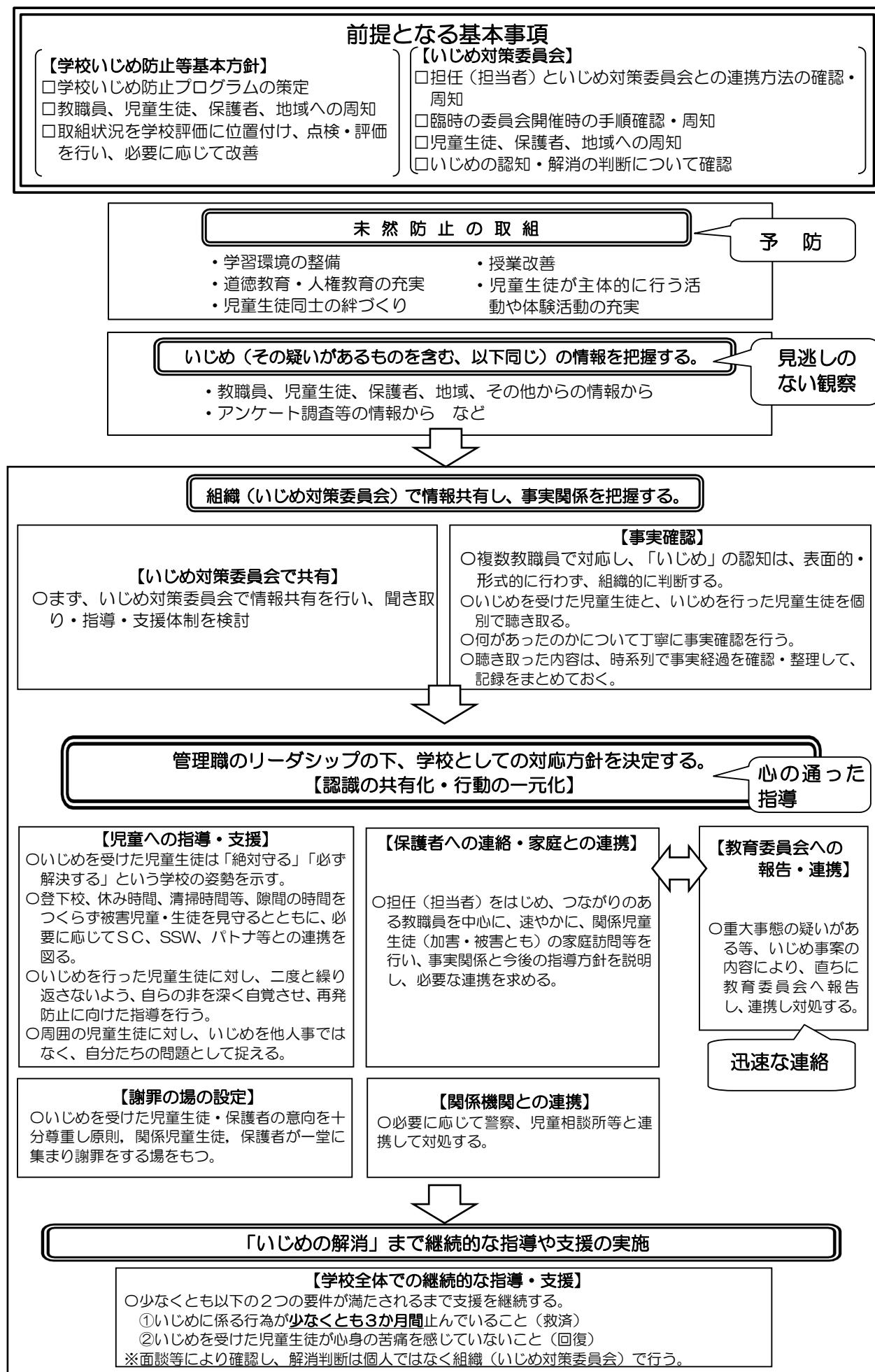
(ウ) 教職員の資質向上（校内研修）

- ・生徒指導体制の確認と「報告」「連絡」「相談」の徹底
- ・具体的な事例を用いた教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上
- ・いじめ事案ごとのケース会議の開催
- ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施

(エ) いじめが起きたときの措置及び再発防止に向けた取組

- ・速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録（被害の態様、状況、構造、動機、背景など）
- ・組織的（担任任せにならない）な対応
- ・重大事態の防止
- ・被害児童の保護を最優先に考えた対応
- ・加害児童への責任ある指導
- ・保護者との連携
- ・学級、学年等の集団全体を見据えた指導
- ・各学年に応じた情報モラルの指導
- ・SNSを通じて起こっている問題行動の理解や「いじめ」対応の事例研修
- ・「スマートフォン・ゲーム機とのつきあい方」や「ケータイ教室」などの事業の積極的な活用
- ・家庭教育講座、地生連等を活用しての地域への啓発

＜【京都市立下京雅小学校】いじめ事案に対する組織的な対応の流れ＞



4 重大事態への対処

- 京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議
- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

学校が調査主体の場合

- 学校の下に重大事態の調査組織を設置
- 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供
- 京都市教育委員会への調査結果の報告
- 調査結果を踏まえた必要な措置
- 同種の事態発生の防止に必要な取組の推進

京都市教育委員会が調査主体の場合

- 京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力

5 年間計画（予定）

※年間予定のため、予定を変更することがあります。

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。

また、その都度、予定を見直し進めていく。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	早期発見・積極的認知の取組	保護者・地域への啓発等、関係機関との連携
4	生徒指導（いじめ対策を含む）委員会 職員会議「学校いじめ防止基本方針」の共通理解	にこにこ朝会（人権学習）	前年度のいじめに関する記名式アンケート・クラスマネジメントシートについて確認と共有	家庭訪問週間 スクールソポーターによる毎月の定期訪問 関係機関との情報共有
5	生徒指導（いじめ対策を含む）委員会 生徒指導研修会 学年経営方針の交流会	にこにこ朝会（憲法月間） 朝会にて「いじめ対策委員会」について児童への周知		
6	生徒指導（いじめ対策を含む）委員会	にこにこ朝会 ヒューマンフェスティバル（人権学習の授業参観・全校集会）	第1回いじめに関する記名式アンケートの実施（全学年） →保護者との情報共有 第1回クラスマネジメントシートの実施（4、5、6年） 教育相談実施	学校だよりにて「いじめ対策委員会メンバー」の周知（学校だよりをHPにもあげ周知を図る） ヒューマンフェスティバルの参加の呼びかけ及び取組の発信（学年だより、HP等）
7	生徒指導（いじめ対策を含む）委員会 いじめアンケートの結果の共有	非行防止教室（3・5年） 薬物乱用防止教室（6年） 花背山の家宿泊学習（5年）	前期学校評価アンケート実施	個人懇談会①
8	生徒指導（いじめ対策を含む）研修会〔※未然防止および早期発見・積極的認知に係る研修〕 学校評価研修		前期学校評価アンケート結果分析	
9	生徒指導（いじめ対策を含む）委員会	にこにこ朝会 修学旅行（6年）	前期学校評価アンケート結果公表	

10	生徒指導（いじめ対策を含む）委員会 年間の取組の見直し			学校評価報告 (いじめについての項目を含む)
11	生徒指導（いじめ対策を含む）委員会	にこにこ朝会	第2回いじめに関する記名式アンケートの実施（全学年） →保護者との情報共有 第2回クラスマネジメントシート（4、5、6年）の実施 教育相談実施	
12	生徒指導（いじめ対策を含む）委員会 いじめアンケートの結果の共有		後期学校評価アンケート実施	個人懇談会②
1	生徒指導（いじめ対策を含む）委員会	にこにこ朝会	後期学校評価アンケート結果分析	
2	生徒指導（いじめ対策を含む）委員会 生徒指導研修会 年間の取組の見直し	にこにこ朝会（ふりかえり）	後期学校評価アンケート結果公表	新1年入学説明会
3	生徒指導（いじめ対策を含む）委員会 学校いじめ防止プログラムの見直し			学校評価報告 (いじめについての項目を含む) 関係機関との情報共有

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・ 「年間の取組の見直し」（PDCAサイクルの期間）
- ・ 「いじめに関する記名式アンケート」
- ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議」
- ・ 「校内研修」
- ・ 「未然防止の取組」（学年又は全校の取組）
- ・ 「個人懇談会、学級懇談会」

※ 無記名式いじめアンケートについては、必要に応じて適宜実施する。

※ 「いじめ対策委員会」の開催時期は上記のとおりであるが、緊急対応の場合はこの限りではない。

※ いじめ事案の発覚時は、「いじめ対策委員会」を、臨時で速やかに開催する。事案の経過や解消の確認（指導等が終わり、安心できる状況が3か月経過）については、その後の定例の「いじめ対策委員会」で、隨時行い情報等を共有する。職朝や職員会議にて経過報告をできるだけ継続して行い、全教職員で共有し見守るようにする。
また、事案によっては必要に応じて警察、児童相談所など関係機関と連携して対応する。